

6 水管第 2668 号  
令和 6 年 12 月 11 日

水産政策審議会 会長  
佐々木 貴文 殿

農林水産大臣 江藤 拓

特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚））に関する  
令和 7 管理年度における漁獲可能量の設定及びその当初配分等について（諮  
問第 461 号）

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、特定水産資源（く  
ろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚））に関する令和 7 管理年度における漁  
獲可能量等を別紙 1 のとおり定めたいので、同条第 3 項の規定に基づき、貴審議会の  
意見を求める。

また、漁業法第 15 条第 4 項の規定に基づき都道府県知事の意見を聴いた後、速やか  
に同条第 1 項に基づき特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚））  
に関する令和 7 管理年度における都道府県別漁獲可能量を別紙 2 のとおり定めたいの  
で、同条第 3 項の規定に基づき、併せて貴審議会の意見を求める。

さらに、くろまぐろの漁獲可能量に関する令和 7 管理年度における数量の融通等につ  
いて、別紙 3 の取扱いとしたいので、同条第 6 項において準用する同条第 3 項の規  
定に基づき、併せて貴審議会の意見を求める。



○農林水産省告示第 号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十五条第一項の規定に基づき、くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和七管理年度における同項各号に掲げる数量を次のように定めたので、同条第五項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和 年 月 日

農林水産大臣 江藤 拓

くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和七管理年度（くろまぐろに係る大臣管理区分にあつては令和7年1月1日から同年12月31日まで、くろまぐろに係る知事管理区分にあつては令和7年4月1日から翌年3月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第1項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。

第一 くろまぐろ（小型魚）

一 漁獲可能量（法第15条第1項第1号関係）

4,383.3トン

二 都道府県別漁獲可能量（法第15条第1項第2号関係）

法第15条第1項第2号の都道府県別漁獲可能量は、法第15条第4項の規定により関係する都道府県知事の意見を聴いた後、速やかに定めるものとする。

三 大臣管理漁獲可能量（法第15条第1項第3号関係）

法第15条第1項第3号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
くろまぐろ（小型魚）大中型まき網漁業	1,200.0
くろまぐろ（小型魚）かじき等流し網漁業等	23.6
くろまぐろ（小型魚）かつお・まぐろ漁業	44.7

第二 くろまぐろ（大型魚）

一 漁獲可能量（法第15条第1項第1号関係）

8,455.8トン

二 都道府県別漁獲可能量（法第15条第1項第2号関係）

法第15条第1項第2号の都道府県別漁獲可能量は、法第15条第4項の規定により関係する都道府県知事の意見を聴いた後、速やかに定めるものとする。

三 大臣管理漁獲可能量（法第15条第1項第3号関係）

法第15条第1項第3号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
くろまぐろ（大型魚）大中型まき網漁業（漁獲量の総量の管理を行う管理区分）	2,081.3
くろまぐろ（大型魚）大中型まき網漁業（漁獲割当てによる管理を行う区分）	2,035.0
くろまぐろ（大型魚）かじき等流し網漁業等	67.2

くろまぐろ（大型魚）かつお・まぐろ漁業（漁獲量の総量の管理を行う区分）	15.0
くろまぐろ（大型魚）かつお・まぐろ漁業（漁獲割当てによる管理を行う管理区分）	1,141.1



○農林水産省告示第 号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十五条第六項の規定に基づき、令和 年 月 日農林水産省告示第 号（特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚））に関する令和七管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

農林水産大臣 江藤 拓

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

- 1 -

改正後	改正前																																
<p>くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和7管理年度（くろまぐろに係る大臣管理区分にあっては令和7年1月1日から同年12月31日まで、くろまぐろに係る知事管理区分にあっては令和7年4月1日から翌年3月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第十五条第一項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。</p> <p>第一 くろまぐろ（小型魚）</p> <p>一 漁獲可能量（法第十五条第一項第一号関係） 4,407.0トン</p> <p>二 都道府県別漁獲可能量（法第十五条第一項第二号関係） 法第十五条第一項第二号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。</p> <p style="text-align: center;">（単位：トン）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>都 道 府 県</th> <th>都道府県別漁獲可能量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>北海道</td><td>142.0</td></tr> <tr><td>青森県</td><td>340.5</td></tr> <tr><td>岩手県</td><td>90.5</td></tr> <tr><td>宮城県</td><td>68.2</td></tr> <tr><td>秋田県</td><td>40.2</td></tr> <tr><td>山形県</td><td>28.3</td></tr> <tr><td>福島県</td><td>22.9</td></tr> <tr><td>茨城県</td><td>33.5</td></tr> <tr><td>千葉県</td><td>81.5</td></tr> <tr><td>東京都</td><td>25.0</td></tr> <tr><td>神奈川県</td><td>47.7</td></tr> <tr><td>新潟県</td><td>104.3</td></tr> <tr><td>富山県</td><td>110.8</td></tr> <tr><td>石川県</td><td>101.7</td></tr> <tr><td>福井県</td><td>46.5</td></tr> </tbody> </table>	都 道 府 県	都道府県別漁獲可能量	北海道	142.0	青森県	340.5	岩手県	90.5	宮城県	68.2	秋田県	40.2	山形県	28.3	福島県	22.9	茨城県	33.5	千葉県	81.5	東京都	25.0	神奈川県	47.7	新潟県	104.3	富山県	110.8	石川県	101.7	福井県	46.5	<p>くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和7管理年度（くろまぐろに係る大臣管理区分にあっては令和7年1月1日から同年12月31日まで、くろまぐろに係る知事管理区分にあっては令和7年4月1日から翌年3月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第十五条第一項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。</p> <p>第一 くろまぐろ（小型魚）</p> <p>一 漁獲可能量（法第十五条第一項第一号関係） 4,407.0トン</p> <p>二 二 都道府県別漁獲可能量（法第十五条第一項第二号関係） 法第十五条第一項第二号の都道府県別漁獲可能量は、<u>法第十五条第4項の規定により関係する都道府県知事の意見を聴いた後、速やかに定めるものとする。</u></p>
都 道 府 県	都道府県別漁獲可能量																																
北海道	142.0																																
青森県	340.5																																
岩手県	90.5																																
宮城県	68.2																																
秋田県	40.2																																
山形県	28.3																																
福島県	22.9																																
茨城県	33.5																																
千葉県	81.5																																
東京都	25.0																																
神奈川県	47.7																																
新潟県	104.3																																
富山県	110.8																																
石川県	101.7																																
福井県	46.5																																

- 2 -

静岡県	41.7
愛知県	1.0
三重県	52.1
京都府	53.0
大阪府	1.0
兵庫県	22.5
和歌山県	42.5
鳥取県	19.0
島根県	107.1
岡山県	1.0
広島県	1.0
山口県	138.6
徳島県	30.5
香川県	1.0
愛媛県	22.2
高知県	82.8
福岡県	26.9
佐賀県	19.1
長崎県	879.9
熊本県	25.2
大分県	14.1
宮崎県	28.4
鹿児島県	41.3
沖縄県	1.0

- 三 大臣管理漁獲可能量（法第15条第1項第3号関係）（略）
- 第二 くろまぐろ（大型魚）
- 一 漁獲可能量（法第15条第1項第1号関係）  
8,421.0トン
- 二 都道府県別漁獲可能量（法第15条第1項第2号関係）  
法第15条第1項第2号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量

- 三 大臣管理漁獲可能量（法第15条第1項第3号関係）（略）
- 第二 くろまぐろ（大型魚）
- 一 漁獲可能量（法第15条第1項第1号関係）  
8,421.0トン
- 二 都道府県別漁獲可能量（法第15条第1項第2号関係）  
法第15条第1項第2号の都道府県別漁獲可能量は、法第15条第4項の規定により関係する都道府県知事の意見を聴いた後、速

とする。

（単位：トン）

都道府県	都道府県別漁獲可能量
北海道	446.5
青森県	685.8
岩手県	89.1
宮城県	39.1
秋田県	49.3
山形県	27.8
福島県	2.0
茨城県	18.3
千葉県	78.6
東京都	61.2
神奈川県	28.6
新潟県	131.6
富山県	30.5
石川県	60.5
福井県	32.9
静岡県	48.1
愛知県	2.0
三重県	45.8
京都府	46.2
大阪府	2.0
兵庫県	22.5
和歌山県	54.3
鳥取県	18.2
島根県	41.5
岡山県	2.0
広島県	2.0
山口県	56.3
徳島県	21.6

やかに定めるものとする。

香川県	2.0
愛媛県	18.1
高知県	37.0
福岡県	20.6
佐賀県	20.7
長崎県	234.7
熊本県	18.3
大分県	18.6
宮崎県	35.1
鹿児島県	30.8
沖縄県	236.5

三 大臣管理漁獲可能量（法第15条第1項第3号関係）（略）

三 大臣管理漁獲可能量（法第15条第1項第3号関係）（略）



## 融通等に伴う漁獲可能量等の数量変更の事後報告について (くろまぐろ)

### 1 背景

令和6管理年度のくろまぐろの漁獲可能量等に係る都道府県間又は大臣管理区分と都道府県との間での数量の融通等による数量変更については、関係者間の協議が調った場合において、手続の迅速化を図るため、あらかじめ水産政策審議会（以下「審議会」という。）の了承を得た上で、事後報告による対応を可能としてきたところ。

### 2 令和7管理年度の取扱い

- (1) くろまぐろの漁獲可能量等に係る都道府県間又は大臣管理区分と都道府県との間での数量の融通のうち、当事者間の合意により行う融通に伴う数量の変更については、農林水産大臣の裁量の余地のない機械的な変更であることから、引き続き、審議会には事後報告で対応できることとする。
- (2) 資源管理基本方針（別紙2-1）第6の3（1）に基づく大臣管理区分「くろまぐろ（小型魚）大中型まき網漁業」、「くろまぐろ（小型魚）かじき等流し網漁業等」及び「くろまぐろ（小型魚）かつお・まぐろ漁業」の漁獲可能期間の終了によるそれぞれの大臣管理漁獲可能量の未利用分の国の留保への繰り入れに伴う数量の変更については、農林水産大臣の裁量の余地のない機械的な変更であることから、引き続き、審議会には事後報告で対応できることとする。
- (3) 資源管理基本方針（別紙2-2）第6の6に基づく大臣管理区分「くろまぐろ（大型魚）大中型まき網漁業（漁獲割当てによる管理を行う区分）」の漁獲可能量の未利用分の国の留保への繰り入れ及び「くろまぐろ（大型魚）大中型まき網漁業（漁獲量の総量の管理を行う管理区分）」への追加配分に伴う数量の変更については、農林水産大臣の裁量の余地のない機械的な変更であることから、引き続き、審議会には事後報告で対応できることとする。
- (4) 以下の不当量交換に伴う漁獲可能量等の変更については、あらかじめ定めた係数に基づく農林水産大臣の裁量の余地のない機械的な変更であることから、審議会には事後報告で対応できることとする。
  - ① WCPFCで合意された措置に基づく係数による不等量交換。これについては、水産庁資源管理部漁獲監理官が不等量交換に係る要望調査を行った場合において、当該調査結果に基づき、同一の都道府県間又は同一の漁業の種類の大臣管理区分間で行われるくろまぐろ（小型魚）からくろまぐろ（大型魚）への不等量交換のみとする。この場合において、個々の不等量交換後のくろまぐろ（大型魚）の数量は、不等量交換を行おうとするくろまぐろ（小型魚）の数量に1.47を乗じた数量とする。

- ② くろまぐろ（小型魚）の漁獲を削減することを目的として、漁獲の対象をくろまぐろ（小型魚）からくろまぐろ（大型魚）へ転換するための国が定める枠組み（新資源管理導入円滑化等推進事業のうち相互扶助漁業支援事業）に参加する漁業者に対するものとして行う不当量交換。この不当量交換後のくろまぐろ（大型魚）の数量は、不等量交換を行おうとするくろまぐろ（小型魚）の数量に 1.6 を乗じた数量とし、WCPFC で合意された措置に基づく係数(1.47) を乗じた数量との差は、基本方針別紙 2-2 の第 6 の 1 の(2) ⑦で定める枠組のために農林水産大臣が当初において確保した数量から上乗せするものとする。

### **3 数量変更に伴う手続**

農林水産大臣は、変更した漁獲可能量等を遅滞なく公表する（漁業法第 15 条第 6 項において準用する同条第 5 項）。また、都道府県の数量を変更したときは、これを都道府県知事へ通知する（漁業法第 15 条第 6 項において準用する同条第 4 項）。

都道府県知事は、上記通知を受けたときは、漁業法第 16 条第 5 項の規定で準用する同条第 2 項から第 4 項までの手続に則して知事管理漁獲可能量の変更を行う。

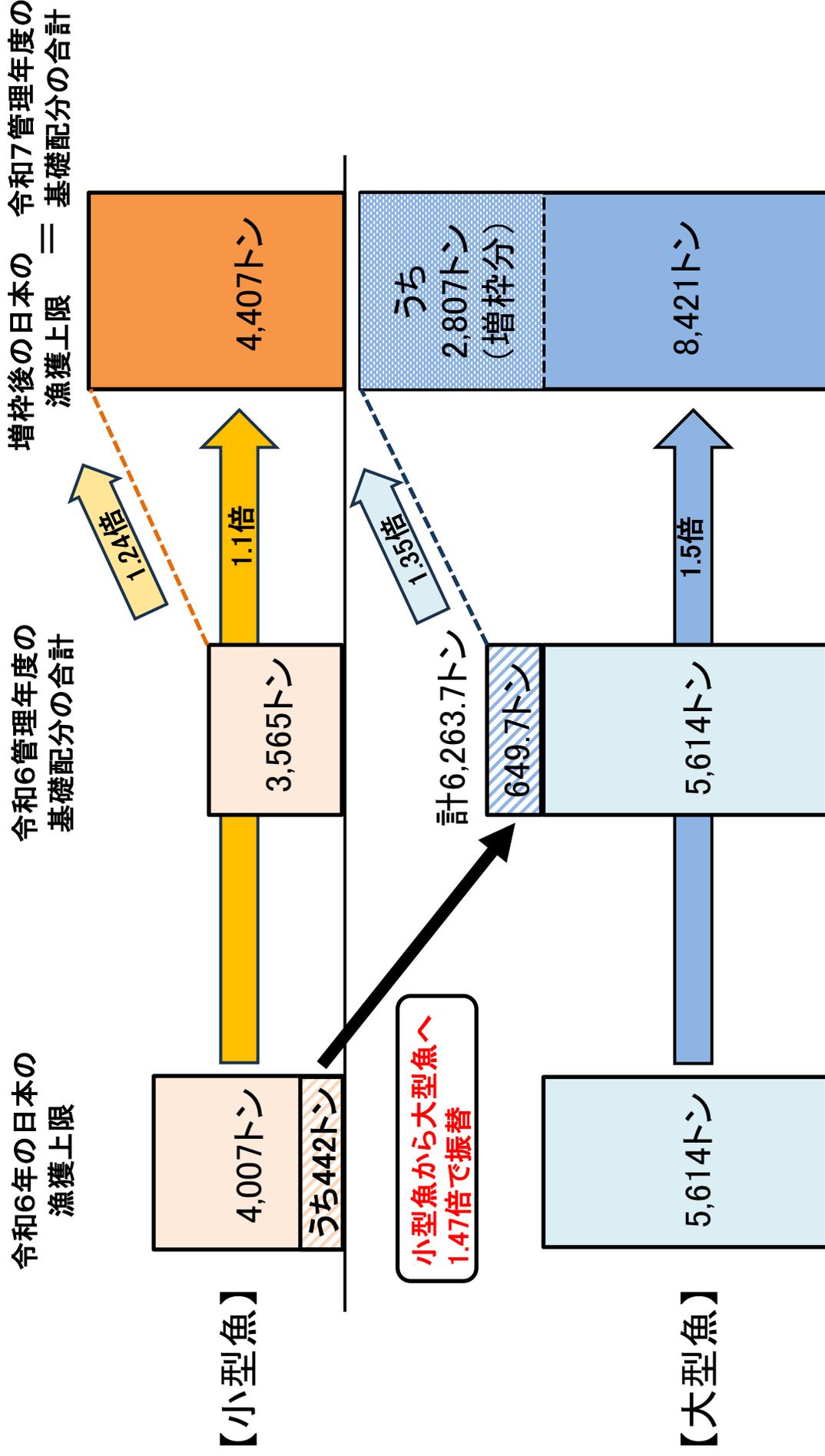
### **4 上記 2 によるもの以外の数量変更の取扱い**

上記 2 によるもの以外の数量変更を行う場合には、事前に審議会の意見を聴くこととする（漁業法第 15 条第 6 項において準用する同条第 3 項）。

# 令和7管理年度のTAC(漁獲可能量) 配分(案)

# はじめに:「我が国漁獲枠」の増加倍率について

- WCPFCで合意された漁獲上限の増加倍率は、小型魚1.1倍、大型魚1.5倍。
- 小型魚442トンを1.47倍で大型魚へ振り替えていたため、  
**令和6管理年度の基礎配分の合計からの増加倍率は、小型魚1.24倍、大型魚1.35倍。**



# 令和7管理年度の基礎配分の案(シェア・増加倍率・増加量)

小型魚	令和6管理年度の基礎配分	令和7管理年度の基礎配分の案	R6基礎配分のシェア	R7基礎配分案のシェア	R6基礎配分からの増加倍率	R6基礎配分からの増加量	R6基礎配分からの増加量のシェア
大中型まき網漁業	1,200.0	1200.0	33.7%	27.2%	1.00	0.0	0.0%
かじき等流し網漁業等	44.0	47.3	1.2%	1.1%	1.08	3.3	0.4%
かつお・まぐろ漁業	25.0	44.7	0.7%	1.0%	1.79	19.7	2.3%
都道府県(沿岸漁業)	2,196.9	3066.0	61.6%	69.6%	1.40	869.1	103.2%
留保	99.1	49.0	2.8%	1.1%	0.50	-50.1	-6.0%
全体	3,565.0	4407.0	100.0%	100.0%	<b>1.24</b>	842.0	100.0%

大型魚	令和6管理年度の基礎配分	令和7管理年度の基礎配分の案	R6基礎配分のシェア	R7基礎配分案のシェア	R6基礎配分からの増加倍率	R6基礎配分からの増加量	R6基礎配分からの増加量のシェア
大中型まき網漁業	3,641.0	4,116.3	58.1%	48.9%	1.14	475.3	22.0%
かじき等流し網漁業等	21.6	32.4	0.3%	0.4%	1.50	10.8	0.5%
かつお・まぐろ漁業	754.3	1,131.4	12.0%	13.4%	1.50	377.1	17.5%
都道府県	1,746.0	2,990.7	27.9%	35.5%	1.72	1,244.7	57.7%
留保	100.8	150.2	1.6%	1.8%	1.50	49.4	2.3%
全体	6,263.7	8,421.0	100.0%	100.0%	<b>1.35</b>	2,157.3	100.0%

小型魚・大型魚の合計	令和6管理年度の基礎配分	令和7管理年度の基礎配分の案	R6基礎配分のシェア	R7基礎配分案のシェア	R6基礎配分からの増加倍率	R6基礎配分からの増加量	R6基礎配分からの増加量のシェア
大中型まき網漁業	4,841.0	5,316.3	49.3%	41.4%	1.10	475.3	15.8%
かじき等流し網漁業等	65.6	79.7	0.7%	0.6%	1.22	14.1	0.5%
かつお・まぐろ漁業	779.3	1,176.1	7.9%	9.2%	1.51	396.8	13.2%
都道府県	3,942.9	6,056.7	40.1%	47.2%	1.54	2,113.8	70.5%
留保	199.9	199.2	2.0%	1.6%	1.00	-0.7	0.0%
全体	9,828.7	12,828.0	100.0%	100.0%	<b>1.31</b>	2,999.3	100.0%

# 大臣管理区分及び都道府県(全体)への配分

- 令和7管理年度開始時点で利用可能な直近3管理年度である令和3～5管理年度の管理年度ごとの漁獲実績のシェアの平均値(基礎比率)を用いて配分することを基本とする。
- 小型魚50トン程度、大型魚150トン程度を留保として国が保持する。

	対応
<p>くろまぐろの漁獲可能量からの考え方について</p> <p>6. (1)大臣管理区分及び都道府県(全体)への配分 (3)留保の取扱い</p> <p>6. (1) ① 小型魚 基礎比率を用いて配分することを基本とする。ただし、基礎比率を用いて算出された数量が、令和6管理年度の過去の超過分の差引きや、同一の大臣管理区分又は都道府県の小型魚から大型魚への漁獲枠の振替等の処理を行う前の大臣管理漁獲可能量又は都道府県に配分する数量に相当する数量(以下「基礎配分」という。)を下回る大臣管理区分及び都道府県にあっては、基礎比率を用いて算出された数量に代えて令和6管理年度の基礎配分とすることを基本とした上で、必要な調整を行う。</p>	<p>(1) 4,407トン为基础比率を用いて配分。 (2) 算出された数量が基礎配分を下回る大中型まき網漁業に対して、令和6管理年度の基礎配分(1,200トン)まで国の留保から上乘せ(61.2トン)。</p>
<p>6. (1) ② 大型魚 ア 漁獲可能量のうち令和6年のWCPFCにおける我が国の漁獲上限相当の数量(5,614トン)は、基礎比率を用いて配分することを基本とする。 イ 残りの漁獲可能量(WCPFC北小委員会において合意が得られた増枠相当分の数量(2,807トン))は、基礎比率によらず、都道府県に配慮して配分する。また、大臣管理区分間での配分については、令和6管理年度の基礎配分からの増加量及び増加率並びに漁獲割当てによる管理の状況を考慮し、必要な調整を行う。</p>	<p>(1) 5,614トンのうち国の留保(100トン)を除いた数量を基礎比率を用いて配分。※ 小数第二位以下は切捨て、端数0.2トンは留保へ (2) 2,807トンから国の留保(50トン)を除いた数量のうち、1,378.5トンを大臣管理漁業(大中型まき網漁業、かじき等流し網漁業等、かつお・まぐろ漁業)、1,378.5トンを都道府県に配分したのうち、大臣管理漁業内で、かじき等流し網漁業等及びかつお・まぐろ漁業の配分が令和6管理年度からの増加率が50%(WCPFCの大型魚の増加率と同じ)となるよう、大中型まき網漁業から調整。</p>
<p>6. (3) 漁獲可能量の超過リスクに対応するために留保として国が保持する数量は、小型魚、大型魚ともに50トン程度とするものとする。 加えて、大型魚については、調査研究、遊漁、その他への対応として100トン程度を留保として国が保持するものとする。</p>	<p>小型魚の留保 49トン 大型魚の留保 150.2トン (うち遊漁への対応として60トン)</p>

# 令和7管理年度の基礎配分の案

小型魚	現行	案			R6基礎配分からの増加量のシェア
	令和6管理年度の基礎配分	直近3管理年度（令和3管理年度-令和5管理年度）の管理年度ごとの漁獲実績のシェアの平均を用いた配分	増枠分調整	合計	
大中型まき網漁業	1,200.0	1,138.8	61.2	1200.0	1.00 0.0 0.0%
かじき等流し網漁業等	44.0	47.3		47.3	1.08 3.3 0.4%
かつお・まぐろ漁業	25.0	44.7		44.7	1.79 19.7 2.3%
都道府県（沿岸漁業）	2,196.9	3,066.0		3066.0	1.40 869.1 103.2%
留保	99.1	110.2	-61.2	49.0	0.50 -50.1 -6.0%
全体	3,565.0	4,407.0		4407.0	1.24 842.0 100.0%

大型魚	現行	案			R6基礎配分からの増加量のシェア
	令和6管理年度の基礎配分	直近3管理年度（令和3管理年度-令和5管理年度）の管理年度ごとの漁獲実績のシェアの平均を用いた配分	増枠分（大臣管理と沿岸で1:1）調整	合計	
大中型まき網漁業	3,641.0	3,270.0	1,378.5 -309.0	4,116.3	1.14 475.3 22.0%
かじき等流し網漁業等	21.6	15.4	5.5 11.5	32.4	1.50 10.8 0.5%
かつお・まぐろ漁業	754.3	616.2	217.7 297.5	1,131.4	1.50 377.1 17.5%
都道府県	1,746.0	1,612.2	1,378.5	2,990.7	1.72 1,244.7 57.7%
留保	100.8	100.2	50.0	150.2	1.50 49.4 2.3%
全体	6,263.7	5,614.0	2,807.0	8,421.0	1.35 2,157.3 100.0%

# 令和7管理年度の当初配分の案(大臣管理区分)

- 令和7管理年度の基礎配分から過去の超過数量の差引き及び要望調査を踏まえた小型魚から大型魚への漁獲枠の振替を行い、令和7管理年度の当初配分の数量を決定する(下表の数字は、当該振替を反映していないもの)。
- かつお・まぐろ漁業の漁獲割当てによる管理を行う管理区分については、未利用分の繰越ルールに基づき、令和5管理年度からの繰越量(24.7トン)を追加する。

## 小型魚

(単位:トン)

	令和6管理年度当初配分	令和7管理年度当初配分(案)
大臣管理区分	1,269.0	1,292.0
大中型まき網漁業	1,200.0	1,200.0
かじき等流し網漁業等	44.0	47.3
かつお・まぐろ漁業	25.0	44.7

## 大型魚

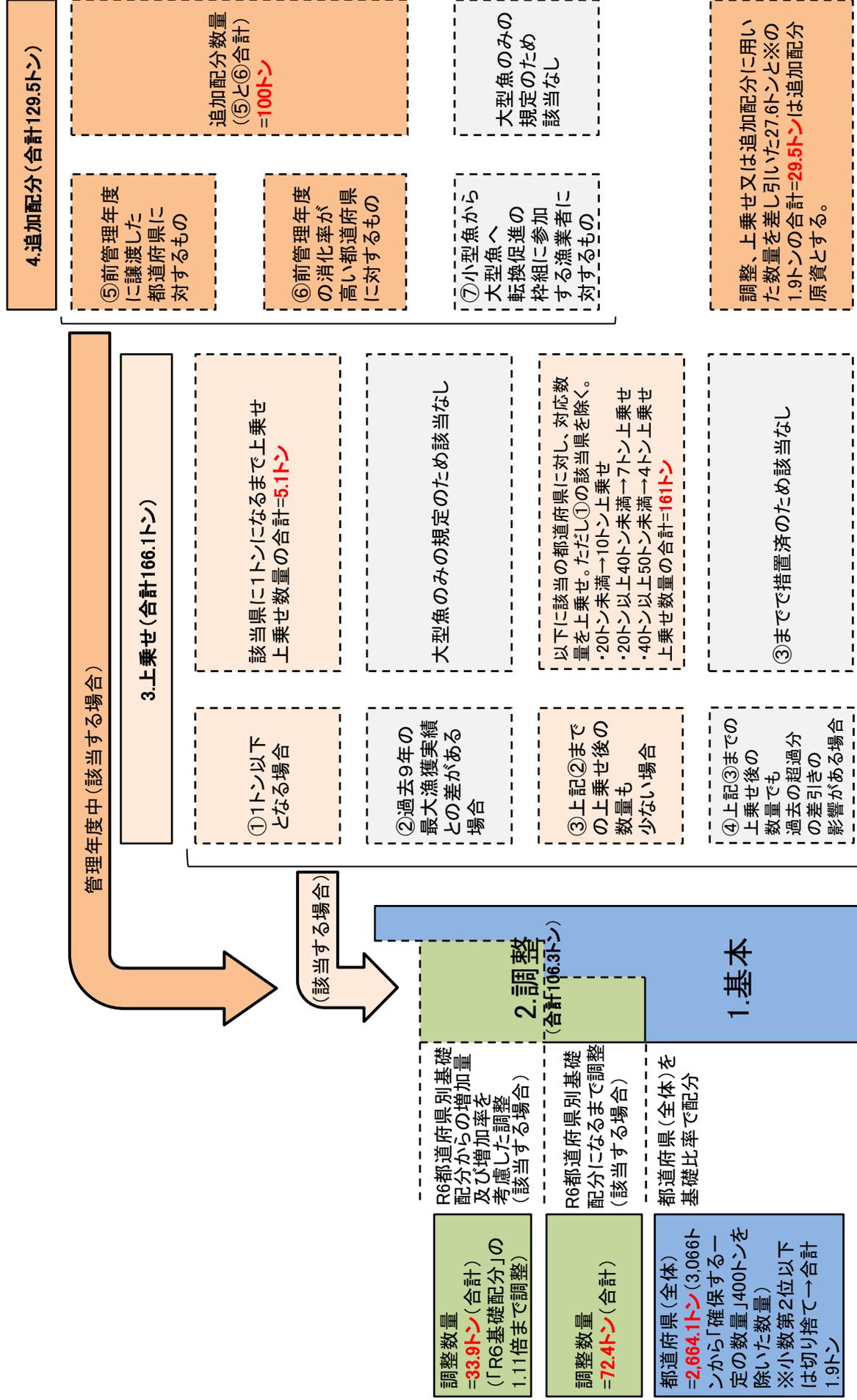
(単位:トン)

	令和6管理年度当初配分	令和7管理年度当初配分(案)
大臣管理区分	4,434.1	5,304.8
大中型まき網漁業	3,641.0	4,116.3
(うちIQ管理区分)	(1,800.0)	(2,035.0)
(うち総量管理区分)	(1,841.0)	(2,081.3)
かじき等流し網漁業等	21.6	32.4
かつお・まぐろ漁業	771.5	1,156.1
(うちIQ管理区分)	(762.9) <sup>(注1)</sup>	(1,141.1)
(うち総量管理区分)	(8.6) <sup>(注2)</sup>	(15.0)

(注1) 令和6管理年度の基礎配分に令和4管理年度からの繰越量(18.6トン)を追加した数量。

(注2) 令和6管理年度の基礎配分から令和5管理年度の超過数量(1.4トン)を差し引いた数量。

# 令和7管理年度以降の各都道府県への配分(小型魚)

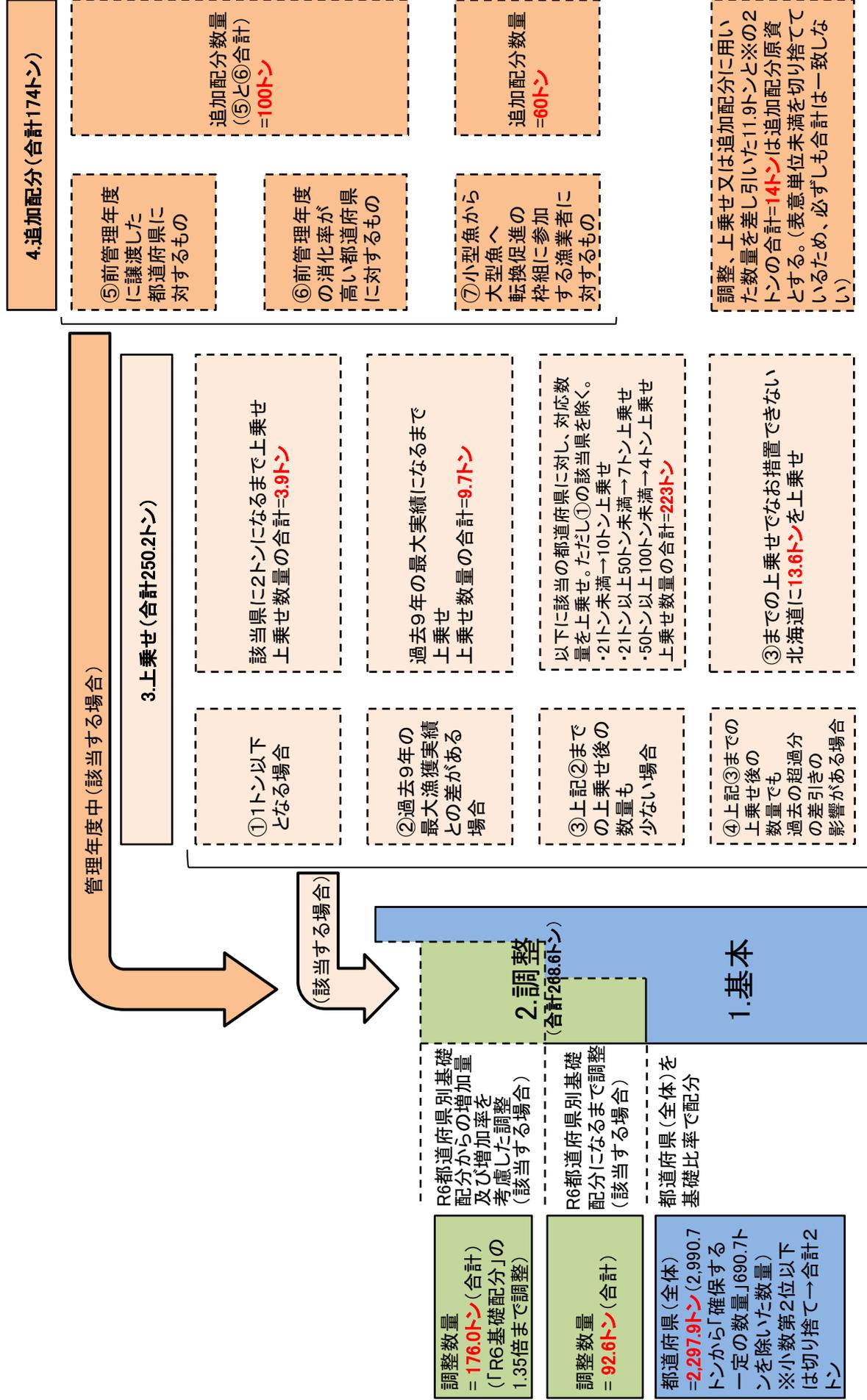


# 令和7管理年度の都道府県別基礎配分の案(小型魚)

都道府県名	R6 基礎配分	(3,066-400) × 基礎比率	R6基礎配分 とAの差 (ア)		R6基礎配分 まで調整 【アが+の場合】		R6基礎配分 ×1.11	R6基礎配分 ×1.11とBの 差 (イ)	R6基礎配分 ×1.11まで調 整【イが+の 場合】	上乗せ①	上乗せ③(注)	R7 基礎配分案
			A	B	B	B						
北海道	128.0	79.3	48.7	128.0	142.0	14.0	142.0	142.0	142.0			142.0
青森県	286.6	340.5	-53.9	340.5	318.1	-22.4	340.5	340.5	340.5			340.5
岩手県	78.8	90.5	-11.7	90.5	87.4	-3.1	90.5	90.5	90.5			90.5
宮城県	61.5	67.6	-6.1	67.6	68.2	0.6	68.2	68.2	68.2		7	68.2
秋田県	26.8	33.2	-6.4	33.2	29.7	-3.5	33.2	33.2	33.2		7	40.2
山形県	12.7	21.3	-8.6	21.3	14.0	-7.3	21.3	21.3	21.3		10	28.3
福島県	11.7	11.2	0.5	11.7	12.9	1.2	12.9	12.9	12.9		7	22.9
茨城県	23.9	13.0	10.9	23.9	26.5	2.6	26.5	26.5	26.5		7	33.5
千葉県	60.0	81.5	-21.5	81.5	66.6	-14.9	81.5	81.5	81.5		10	81.5
東京都	13.6	8.7	4.9	13.6	15.0	1.4	15.0	15.0	15.0		4	25.0
神奈川県	39.4	41.5	-2.1	41.5	43.7	2.2	43.7	43.7	43.7		4	47.7
新潟県	64.4	104.3	-39.9	104.3	71.4	-32.9	104.3	104.3	104.3			104.3
富山県	98.5	110.8	-12.3	110.8	109.3	-1.5	110.8	110.8	110.8			110.8
石川県	75.8	101.7	-25.9	101.7	84.1	-17.6	101.7	101.7	101.7			101.7
福井県	27.2	39.5	-12.3	39.5	30.1	-9.4	39.5	39.5	39.5			46.5
静岡県	29.8	34.7	-4.9	34.7	33.0	-1.7	34.7	34.7	34.7			41.7
愛知県	0.1	0.0	0.1	0.1	0.1	0.0	0.1	0.1	0.1	0.9		1.0
三重県	38.4	48.1	-9.7	48.1	42.6	-5.5	48.1	48.1	48.1		4	52.1
京都府	25.8	53.0	-27.2	53.0	28.6	-24.4	53.0	53.0	53.0			53.0
大阪府	0.1	0.0	0.1	0.1	0.1	0.0	0.1	0.1	0.1	0.9		1.0
兵庫県	5.5	12.5	-7.0	12.5	6.1	-6.4	12.5	12.5	12.5		10	22.5
和歌山県	28.5	35.5	-7.0	35.5	31.6	-3.9	35.5	35.5	35.5		7	42.5
鳥取県	4.9	9.0	-4.1	9.0	5.4	-3.6	9.0	9.0	9.0		10	19.0
島根県	83.8	107.1	-23.3	107.1	93.0	-14.1	107.1	107.1	107.1			107.1
岡山県	0.1	0.1	0.0	0.1	0.1	0.0	0.1	0.1	0.1	0.9		1.0
広島県	0.1	0.0	0.1	0.1	0.1	0.0	0.1	0.1	0.1	0.9		1.0
山口県	97.2	138.6	-41.4	138.6	107.8	-30.8	138.6	138.6	138.6			138.6
徳島県	11.6	23.5	-11.9	23.5	12.8	-10.7	23.5	23.5	23.5		7	30.5
香川県	0.1	0.4	-0.3	0.4	0.1	0.0	0.4	0.4	0.4	0.6		1.0
愛媛県	11.0	9.6	1.4	11.0	12.2	1.2	12.2	12.2	12.2		10	22.2
高知県	74.6	74.1	0.5	74.6	82.8	8.2	82.8	82.8	82.8		10	82.8
福岡県	10.7	16.9	-6.2	16.9	11.8	-5.1	16.9	16.9	16.9		10	26.9
佐賀県	4.2	9.1	-4.9	9.1	4.6	-4.5	9.1	9.1	9.1		10	19.1
長崎県	71.7	879.9	-162.9	879.9	795.8	-84.1	879.9	879.9	879.9			879.9
熊本県	7.2	15.2	-8.0	15.2	7.9	-7.3	15.2	15.2	15.2		10	25.2
大分県	3.7	2.7	1.0	3.7	4.1	0.4	4.1	4.1	4.1		10	14.1
宮崎県	19.3	15.2	4.1	19.3	21.4	2.1	21.4	21.4	21.4		7	28.4
鹿児島県	14.2	34.3	-20.1	34.3	15.7	-18.6	34.3	34.3	34.3		7	41.3
沖縄県	0.1	0.0	0.1	0.1	0.1	0.0	0.1	0.1	0.1	0.9		1.0
合計	2,196.9	2,664.1		2,736.5			2,770.4		2,770.4			2,936.5

注：R6基礎配分の1.11倍の数量が20トン未満の都県に10トン、同20トン以上40トン未満の県に7トン、同40トン以上50トン未満の県に4トンをそれぞれ配分。

# 令和7管理年度以降の各都道府県への配分(大型魚)



# 令和7管理年度の都道府県別基礎配分の案(大型魚)

都道府県名	R6 基礎配分	(2990.7- 690.7) ×基礎比率		R6基礎配分 とAの差 (ア)		R6基礎配分 【アが+の場合】 合		R6基礎配分 ×1.35とBの 差 (イ)	R6×1.35 まで調整 【イが+の場合】 合		上乗せ①	最大実績と (C+上乗せ ①)の差	②までの上乗 せ後の数量	上乗せ③(注) 上乗せ③(注)	③までの上乗 せ後の数量	上乗せ④	R7 基礎配分案
		A		B	C												
北海道	320.7	401.8	-81.1	401.8	432.9	31.1	432.9	31.1	432.9	432.9		-104.1	432.9	432.9	13.6	446.5	
青森県	508.0	667.7	-159.7	667.7	685.8	18.1	685.8	18.1	685.8	685.8		-133.7	685.8	685.8		685.8	
岩手県	55.1	85.1	-30.0	85.1	74.3	-10.8	85.1	-10.8	85.1	85.1		-11.8	85.1	89.1	4	89.1	
宮城県	22.6	32.1	-9.5	32.1	30.5	-1.6	32.1	-1.6	32.1	32.1		-3.1	32.1	39.1	7	39.1	
秋田県	31.4	31.9	-0.5	31.9	42.3	10.4	42.3	10.4	42.3	42.3		-11.3	42.3	49.3	7	49.3	
山形県	10.4	17.8	-7.4	17.8	14.0	-3.8	17.8	-3.8	17.8	17.8		-3.4	17.8	27.8	10	27.8	
福島県	1	0.8	0.2	1.0	1.35	0.35	1.35	0.35	1.35	1.35	0.65	0.0	2.0	2.0	2.0	2.0	
茨城県	6.2	7.6	-1.4	7.6	8.3	0.7	8.3	0.7	8.3	8.3		-1.9	8.3	18.3	10	18.3	
千葉県	29.1	74.6	-45.5	74.6	39.2	-35.4	74.6	-35.4	74.6	74.6		-4.1	74.6	78.6	4	78.6	
東京都	18.4	57.2	-38.8	57.2	24.8	-32.4	57.2	-32.4	57.2	57.2		-2.0	57.2	61.2	4	61.2	
神奈川県	6.6	18.3	-11.7	18.3	8.9	-9.4	18.3	-9.4	18.3	18.3		0.3	18.6	28.6	10	28.6	
新潟県	97.5	56.6	40.9	97.5	131.6	34.1	131.6	34.1	131.6	131.6		-35.8	131.6	131.6		131.6	
富山県	15.2	9.6	5.6	15.2	20.5	5.3	20.5	5.3	20.5	20.5		-7.7	20.5	30.5	10	30.5	
石川県	41.9	24.2	17.7	41.9	56.5	14.6	56.5	14.6	56.5	56.5		-14.3	56.5	60.5	4	60.5	
福井県	19.2	15.0	4.2	19.2	25.9	6.7	25.9	6.7	25.9	25.9		-11.7	25.9	32.9	7	32.9	
静岡県	14.6	38.5	-23.9	38.5	19.7	-18.8	38.5	-18.8	38.5	38.5	0.65	2.6	41.1	48.1	7	48.1	
愛知県	1	0.0	1.0	1.0	1.35	0.35	1.35	0.35	1.35	1.35		-2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	
三重県	28.8	27.5	1.3	28.8	38.8	10.0	38.8	10.0	38.8	38.8		-8.2	38.8	45.8	7	45.8	
京都府	24.1	39.2	-15.1	39.2	32.5	-6.7	39.2	-6.7	39.2	39.2		0.0	39.2	46.2	7	46.2	
大阪府	1	0.0	1.0	1.0	1.35	0.35	1.35	0.35	1.35	1.35	0.65	-2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	
兵庫県	9.3	12.4	-3.1	12.4	12.5	0.1	12.5	0.1	12.5	12.5		-2.0	12.5	22.5	10	22.5	
和歌山県	17.5	47.3	-29.8	47.3	23.6	-23.7	47.3	-23.7	47.3	47.3		-1.1	47.3	54.3	7	54.3	
鳥取県	6.1	2.5	3.6	6.1	8.2	2.1	8.2	2.1	8.2	8.2		-3.4	8.2	18.2	10	18.2	
島根県	25.6	34.5	-8.9	34.5	34.5	0.0	34.5	0.0	34.5	34.5		-8.0	34.5	41.5	7	41.5	
岡山県	1	0.0	1.0	1.0	1.35	0.35	1.35	0.35	1.35	1.35	0.65	-2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	
広島県	1	0.0	1.0	1.0	1.35	0.35	1.35	0.35	1.35	1.35	0.65	-2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	
山口県	26	45.3	-19.3	45.3	35.1	-10.2	45.3	-10.2	45.3	45.3		4.0	49.3	56.3	7	56.3	
徳島県	8.6	6.3	2.3	8.6	11.6	3.0	11.6	3.0	11.6	11.6		-2.3	11.6	21.6	10	21.6	
香川県	1	0.0	1.0	1.0	1.35	0.35	1.35	0.35	1.35	1.35	0.65	-1.9	2.0	2.0	2.0	2.0	
愛媛県	6	0.2	5.8	6.0	8.1	2.1	8.1	2.1	8.1	8.1		-7.6	8.1	18.1	10	18.1	
高知県	16.8	30.0	-13.2	30.0	22.6	-7.4	30.0	-7.4	30.0	30.0		-5.3	30.0	37.0	7	37.0	
福岡県	7.9	6.2	1.7	7.9	10.6	2.7	10.6	2.7	10.6	10.6		-2.4	10.6	20.6	10	20.6	
佐賀県	6.5	6.1	0.4	6.5	8.7	2.2	8.7	2.2	8.7	8.7		2.0	10.7	20.7	10	20.7	
長崎県	173.9	208.3	-34.4	208.3	234.7	26.4	234.7	26.4	234.7	234.7		-55.1	234.7	234.7		234.7	
熊本県	6.2	3.1	3.1	6.2	8.3	2.1	8.3	2.1	8.3	8.3		-5.0	8.3	18.3	10	18.3	
大分県	6.4	5.6	0.8	6.4	8.6	2.2	8.6	2.2	8.6	8.6		-1.8	8.6	18.6	10	18.6	
宮崎県	16.9	27.3	-10.4	27.3	22.8	-4.5	27.3	-4.5	27.3	27.3		0.8	28.1	35.1	7	35.1	
鹿児島県	8.9	20.8	-11.9	20.8	12.0	-8.8	20.8	-8.8	20.8	20.8		-2.3	20.8	30.8	10	30.8	
沖縄県	147.5	236.5	-89.0	236.5	199.1	-37.4	236.5	-37.4	236.5	236.5		-16.1	236.5	236.5		236.5	
合計	1,745.9	2,297.9		2,390.5			2,566.5		2,566.5			2,580.1		2,803.1		2,816.7	

注：②までの上乗せ後の数量が21トン未満の県に10トン、同21トン以上50トン未満の府県に7トン、同50トン以上100トン未満の都県に4トンそれぞれ配分。

# 令和7管理年度の都道府県別当初配分の案(小型魚)

令和7管理年度の基礎配分から過去の超過数量(都道府県合計8.8トン)を差し引き、令和7管理年度の当初配分の数量を決定する。

(単位:トン)

都道府県	令和6	令和7
北海道	113.0	142.0
青森県	286.6	340.5
岩手県	78.8	90.5
宮城県	61.5	68.2
秋田県	26.8	40.2
山形県	12.7	28.3
福島県	11.7	22.9
茨城県	23.9	33.5
千葉県	60.0	81.5
東京都	13.6	25.0
神奈川県	39.4	47.7
新潟県	64.4	104.3
富山県	98.5	110.8

都道府県	令和6	令和7
石川県	75.8	101.7
福井県	22.8	46.5
静岡県	29.8	41.7
愛知県	0.1	1.0
三重県	33.8	47.4
京都府	21.7	48.9
大阪府	0.1	1.0
兵庫県	5.6	22.5
和歌山県	28.8	42.5
鳥取県	4.9	19.0
島根県	94.6	107.1
岡山県	0.1	1.0
広島県	0.2	1.0

都道府県	令和6	令和7
山口県	97.3	138.6
徳島県	11.7	30.5
香川県	0.1	1.0
愛媛県	11.1	22.2
高知県	75.5	82.8
福岡県	10.8	26.9
佐賀県	4.2	19.1
長崎県	728.9	879.9
熊本県	7.2	25.2
大分県	3.8	14.1
宮崎県	19.5	28.4
鹿児島県	14.2	41.3
沖縄県	0.1	1.0
合計	2,193.6	2,927.7

# 令和7管理年度の都道府県別当初配分の案(大型魚)

24

令和7管理年度の基礎配分から過去の超過数量(都道府県合計0トン)を差し引き、令和7管理年度の当初配分の数量を決定する。

(単位:トン)

都道府県	令和6	令和7
北海道	320.7	446.5
青森県	508.0	685.8
岩手県	55.1	89.1
宮城県	22.6	39.1
秋田県	31.4	49.3
山形県	10.4	27.8
福島県	1.0	2.0
茨城県	6.2	18.3
千葉県	29.1	78.6
東京都	18.4	61.2
神奈川県	6.6	28.6
新潟県	97.5	131.6
富山県	15.2	30.5

都道府県	令和6	令和7
石川県	41.9	60.5
福井県	19.2	32.9
静岡県	14.6	48.1
愛知県	1.0	2.0
三重県	28.8	45.8
京都府	24.1	46.2
大阪府	1.0	2.0
兵庫県	9.3	22.5
和歌山県	17.5	54.3
鳥取県	6.1	18.2
島根県	25.6	41.5
岡山県	1.0	2.0
広島県	1.0	2.0

都道府県	令和6	令和7
山口県	26.0	56.3
徳島県	8.6	21.6
香川県	1.0	2.0
愛媛県	6.0	18.1
高知県	16.8	37.0
福岡県	7.9	20.6
佐賀県	6.5	20.7
長崎県	173.9	234.7
熊本県	6.2	18.3
大分県	6.4	18.6
宮崎県	16.9	35.1
鹿児島県	8.9	30.8
沖縄県	147.5	236.5
合計	1,745.9	2,816.7

# 令和7管理年度の当初配分の案(総括表)

小型魚(注:数字は、小型魚から大型魚への振替を反映していない)

(単位:トン)

	令和6管理年度当初配分	令和7管理年度当初配分 (案)
大臣管理区分	1,269.0	1,292.0
大中小型まき網漁業	1,200.0	1,200.0
かじき等流し網漁業等	44.0	47.3
かつお・まぐろ漁業	25.0	44.7
都道府県(沿岸漁業)	2,196.9	3,066.0

大型魚(注:数字は、小型魚から大型魚への振替を反映していない)

(単位:トン)

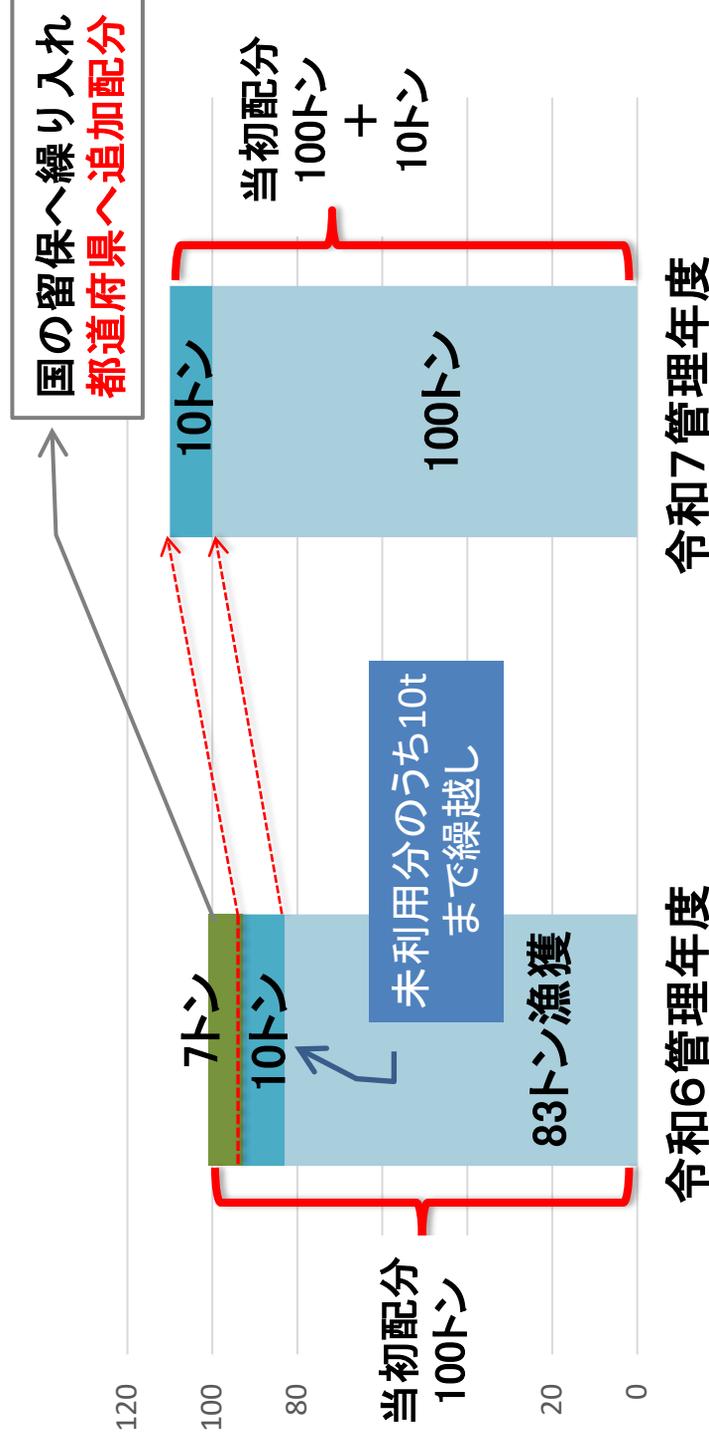
	令和6管理年度当初配分	令和7管理年度当初配分 (案)
大臣管理区分	4,434.1	5,304.8
大中小型まき網漁業	3,641.0	4,116.3
(うちIQ管理区分)	(1,800.0)	(2,035.0)
(うち総量管理区分)	(1,841.0)	(2,081.3)
かじき等流し網漁業等	21.6	32.4
かつお・まぐろ漁業	771.5	1,156.1
(うちIQ管理区分)	(762.9)	(1,141.1)
(うち総量管理区分)	(8.6)	(15.0)
都道府県(沿岸漁業)	1,746.0	2,990.7

# 前管理年度の漁獲可能量の未利用分の繰越しについて

20

- 我が国全体で繰り越す数量(17%が上限)と各大臣管理区分・各都道府県の繰越数量(10%)の合計の差分を含む前管理年度の漁獲可能量の未利用分は、国の留保に繰り入れる。
- これを配分する際には、小型魚・大型魚とも都道府県を優先する。

〔 令和6管理年度、令和7管理年度の当初の都道府県別漁獲可能量が100トンの都道府県で、令和6管理年度は83トン漁獲、未利用分が17トンの場合。〕



○都道府県への追加配分数量の推移

	小型魚	大型魚
令和3	458.0	624.3
令和4	491.2	318.3
令和5	432.1	130.4
令和6	398.8	321.3

## 過去の超過数量の取扱いについて

過去の超過数量の取扱いについては、以下のとおりとする。

1. 令和6管理年度の超過量は、令和7管理年度から原則として一括差引きし、一括差引きで全量差し引けない場合に限り、分割差引きとする。
2. 過去の第2管理期間の超過数量は漁獲枠の2割を上限に差し引くこととする。



# 令和7管理年度の当初配分の案(総括表)

## 小型魚

(単位:トン)

	令和6管理年度当初配分	令和7管理年度当初配分 (案)
大臣管理区分	1,269.0	1,268.3
大中小型まき網漁業	1,200.0	1,200.0
かじき等流し網漁業等	44.0	23.6 (注)
かつお・まぐろ漁業	25.0	44.7
都道府県 (沿岸漁業)	2,196.9	3,066.0

## 大型魚

(単位:トン)

	令和6管理年度当初配分	令和7管理年度当初配分 (案)
大臣管理区分	4,434.1	5,339.6
大中小型まき網漁業	3,641.0	4,116.3
(うちIQ管理区分)	(1,800.0)	(2,035.0)
(うち総量管理区分)	(1,841.0)	(2,081.3)
かじき等流し網漁業等	21.6	67.2 (注)
かつお・まぐろ漁業	771.5	1,156.1
(うちIQ管理区分)	(762.9)	(1,141.1)
(うち総量管理区分)	(8.6)	(15.0)
都道府県 (沿岸漁業)	1,746.0	2,990.7

(注) 小型魚23.7トンに1.47を乗じた34.8トンを振替。